

完全週休2日制を確保する工事の試行要領

(主旨)

第1条 この要領は、公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部改正に伴い示された、公共工事の品質確保のための担い手の育成・確保を図るための取り組みの一つとして、受注企業の現場代理人及び主任技術者・監理技術者（以下「技術者等」）と工事現場の労働者を週に2日間休日とし、同時に工事現場を休工とすることにより、企業や入職予定者を含む労働者において、労働環境改善に対する意識を促進させるための「週休2日制を確保する工事」（以下、「週休2日制工事」という）を試行するにあたり必要な事項を定める。

2 この要領は、山梨県農政部が発注する工事に適用する。

(入札公告、特別仕様書での明示)

第2条 発注機関の長は、週休2日制工事を実施する場合は、「受注者希望型」とし、入札公告および特別仕様書において「週休2日制工事」であることを明示する。

- ・受注者希望型：受注者が、工事着手日までに、発注者に対して週休2日に取り組む旨を協議した上で取り組む方式
- 2 発注機関の長は、前項の規定によらず発注した工事において、契約後、受注者からの希望があった場合は、協議により週休2日制工事にすることができるものとし、その取り組みは、受注者希望型と同様とする。

(受注者の取り組み内容)

第3条 週休2日制工事の受注者は、土地改良共通仕様書に定める工事着手の日から現場作業が完了するまでの間、受注者の技術者等及び下請企業を含む工事現場の労働者を週に2日間、一斉に休日とするとともに、労働環境にも配慮する。

- 2 受注者は、第1項で定めた休日において、工事現場を休工とし、1ヶ月毎に休日取得計画書（以下「計画書」）を提出する。なお、この休工日は原則として土曜日及び日曜日とするが、受注者の意向により別の日に定めることもできる。
- 3 受注者は前項で定めた計画書に対する休日取得実績書（以下「実績書」）を計画対象月の翌月7日以内（土、日、祝日を除く）に発注者に報告する。
- 4 受注者は、対象期間中、作業状況や天候等で休工日を変更する場合は、振替休日等を設定し、事前に発注者に協議する。
- 5 受注者は、第1項の取組を行った場合は、最終変更前にその状況について、次の各号に掲げる書類を提示し、発注者の確認を受ける。
 - ①工事現場の労働者の勤務の状況がわかる書類（出勤簿等）

②受注企業の技術者等の休日が見える書類

③下請企業の労働者の場合は、当該工事における当該下請企業の作業期間が見える書類（工事日誌等）

6 受注者は、下請企業に対し、週休2日制工事の取り組みにあたり必要な事項について協力を依頼する。

（周辺住民への周知）

第4条 受注者は、工事現場の公衆の見やすいところに、週休2日制工事であることを記載した掲示をする（A3版程度）。

（アンケートの実施）

第5条 週休2日制工事の検証を行うため、受注者（下請企業を含む。）は、目的物を引渡までに別に定めるアンケートに回答する。

（積算方法）

第6条 週休2日の確保に取り組む工事について、対象工事期間の現場閉所状況に応じてそれぞれの経費に以下の補正係数を乗じるものとする。

		4週8休以上	4週7休以上 4週8休未満	4週6休以上 4週7休未満
現場閉所率		28.5%(8日/28日)以上	25%(7日/28日)以上 28.5%未満	21.4%(6日/28日)以上 25%未満
土木※	労務費	1.05	1.03	1.01
	機械経費（賃料）	1.04	1.03	1.01
	共通仮設費（率分）	1.04	1.03	1.02
	現場管理費（率分）	1.06	1.04	1.03

※現場閉所とは、現場事務所等での事務作業を含めて1日を通して作業が行われない状態をいう。ただし、現場安全点検や巡視作業等、現場管理上必要な作業を行える。

補正方法

○労務費＝労務費合計×週休2日補正係数

○機械経費（賃料）＝機械経費（賃料）合計×週休2日補正係数

○共通仮設費（率分）＝対象金額×共通仮設費率×週休2日補正係数

○現場管理費（率分）＝対象金額×現場管理費率×週休2日補正係数

(工事成績評定)

第7条 発注者は、第3条で定める受注者の取組に対し、別表「週休2日制工事の取組に対する評価項目」により評価する。

別表 週休2日制工事の取組に対する評価項目

取組内容	考査項目
試行要領第3条第1項 (労働者の週休2日制)	週休2日制確保への取組を創意工夫の対象とし、第3第1項について評価した場合、取組状況に応じて「5. 創意工夫」で評価する。
試行要領第3条第2項 (工事現場の週2日休工)	予定通り休工できた場合は「4. 工事特性-1. 施工条件等への対応-II 都市部等の作業環境、社会条件への対応」で評価する。

(総合評価落札方式に関する事項)

第8条 山梨県が発注する総合評価落札方式の工事に関する事項は、次のとおりとする。

(1) 評価方法

山梨県発注工事において、週休2日制工事を実施し、4週6休以上工事現場を休工とし、工事を完成させた実績がある入札参加者を加点点評価する。

(2) 実績の公表

過去1ヶ年で第8(1)に該当する工事の実績一覧を、4半期毎に山梨県技術管理課のホームページにおいて公表する

附 則

この要領は令和2年7月1日から適用する。

この要領は令和2年11月1日から適用する。